

## 平成 30 年度 第 3 回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：平成 31 年 2 月 1 日（金）午後 1 時 00 分から

場 所：鴨川市水道局 1 階会議室

出席者：鈴木 美一、川股 盛二、松井 寛徳  
山崎 美保子、川上 正利、梶 恵子  
村尾 信行、中村 康仁、満田 秀夫、高梨 俊和

欠席者：なし

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘

工務係長 鈴木 武志、浄水係長 吉村 洋介

業務係員 山田 英則、吉田 泰行

傍聴者：なし

### 1 開会

（事務局）

ただ今から平成 30 年度第 3 回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました「会議次第」、「委員名簿」、「鴨川市水道事業運営委員会設置条例」、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案 1 説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案 2 平成 31 年度鴨川市水道事業会計予算」、「議案 2 説明資料 平成 31 年度鴨川市水道事業会計予算」、それから本日席にお配りさせていただきました「平成 31 年度水道事業会計予算（案）説明資料」及び「議案 2 説明資料 平成 31 年度鴨川市水道事業会計予算」の 3 ページ、4 ページの差替え分となります。資料の配布漏れ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについて、御説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため録音させていただきます。

本日、高梨 俊和委員より若干遅れるとの連絡が入っております。本日の出席委員は 9 名でございますので、鴨川市水道事業運営委員会設置条例第 5 条第 2 項の規定により過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

## 2 市長あいさつ

(市長あいさつ)

皆さん、こんにちは。

皆様方におかれましては、お忙しい中、水道事業運営委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から水道事業の運営に御支援と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の議題でございますが、来る定例市議会におきまして御審議をいただく予定といたしておりますが、これに先立ちまして、運営委員会委員の皆様、本日御説明させていただき、あらかじめ御承認を頂きたいと思っております。

最初に、議事の一は、「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」です。

次に、議事の二は、「平成 31 年度水道事業会計予算」です。

議会の円滑な運営に向け、よろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。

また、水道局といたしましては、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」の確実な推進によりまして、今後とも皆様方と緊密な連携のもと、水道水の安定供給を確実に進めて行く所存でございますので、引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

## 3 議事

(事務局)

水道事業運営委員会設置条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。

(鈴木会長)

本日の会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、川上正利委員、満田秀夫委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

早速、議事を進めさせていただきます。議案 1 「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」について、御説明を申し上げます。

まず、議案 1 及び議案 1 説明資料を併せて御覧ください。改正の内容につき

ましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により水道法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、専門職大学の制度化に伴って水道法施行令及び水道法施行規則に規定する基準が改められたため、及び、布設工事監督者の資格について、技術士法に基づく上下水道部門の第2次試験の選択科目の変更に伴って水道法施行規則に規定する基準が改められたため、これに準じ、本条例の改正を行いたいものでございます。

それでは、この後は、議案説明資料の新旧対照表により御説明を申し上げますので、新旧対照表を御覧ください。

改正案は、右側の欄になりますが、まず、「布設工事監督者の資格」については、第14条の3第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削り、第14条の4第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加えたいものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行とし、また、経過措置について定めたいものでございます。以上で議案1の説明を終わらせていただきます。

(鈴木会長)

はい。ありがとうございました。

説明が終わりましたので質疑に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

大分、文章を読んだけれども内容が難しいのですけれども、砕いて言うかどうか。

(事務局)

砕いて言いますと、学校教育法が変更になったことによる各水道法等の整理がございまして、その関係で水道法が変わったことによりまして鴨川市の条例も少し変えなければいけないこととなったというところでございます。

(川上委員)

該当する学校というのはどういうところですか。

(事務局)

法では、専門職大学ということしか書いてございませんので、恐らく技術系の工学ですとか農学ですとか、その辺の大学になります。

(川上委員)

この辺ではあまり関係ないですかね。

(事務局)

そうですね。

(川上委員)

わかりました。

(鈴木会長)

他には、いかがでしょうか。

はい、ないようですので、よろしいでしょうか。

ただ今の件につきまして、承認ということで御異議ございませんでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認め原案のとおり答申することに決定いたしました。

「議案2 平成31年度鴨川市水道事業会計予算」については、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「議案2 平成31年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、御説明を申し上げます。

ここ数年来、水道料金の減少に伴いまして、平成28年度から一般会計からの補助金、併せて千葉県市町村水道総合対策事業補助金を活用してまいりましたことは、皆様、御案内のとおりでございます。

そして、合併特例債を活用した市一般会計からの出資金も平成31年度で終了となりますが、活用させていただきながら健全経営に努めているところでございます。

これらの補助金、出資金等を活用して、業務の効率化を図りながら、必要な更新事業等を進めてまいりたいと存じます。

それでは、議案2の予算書と議案2説明資料の3ページ収入支出予算書(案)を合わせて御覧いただき、予算書の項目に従い、比較表を参照しながら、進めていきたいと存じます。

まず初めに、予算書の第2条業務の予定量でございますが、比較表では、右下に記載してございますので、御覧ください。

給水戸数を1万8,200戸、年間総給水量は、料金収入となります有収水量は減少傾向となっておりますが、年間総給水量は、前年度と同量の、525万2,000立方メートル、一日平均給水量を1万4,389立方メートルと見込ませていただきました。

続いて、第3条の収益的収入及び支出でございます。これは、比較表の左側半分に、記載されておりますので、御覧いただきたいと存じます。

収入といたしまして、第1款事業収益を15億5,067万8千円と見込ませていただきました。内訳でございますが、営業収益と営業外収益及び特別利益でございます。

営業収益は、給水収益、つまり水道料金を主体とした収入でございます。給水量の若干の減少を見込ませていただき、前年度より800万円、率にいたしまして0.6パーセントの減を見込んでいるところでございます。

ちなみに、今年度の12月末現在までの水道料金の収入累計でございますが、前年度との比較で、消費税込みで、約560万円の減でございます。昨年度増となった分がそのまま減となっている状況でございます。

営業外収益でございますが、水道に加入されるときにお支払いただく、給水申込負担金のほか、市一般会計と千葉県市町村水道総合対策事業補助金等でございます。後ほど御説明いたしますが、合併特例債を活用した4条資本的収支に対する市一般会計からの出資金が平成31年度までとなりますが、この補助金につきましては、市県併せまして、1億4,228万円の減となるものでございます。

収入に対します、支出でございますが、第1款の事業費を15億962万2千円と予定させていただきました。内訳でございますが、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費の各費用及び減価償却費などの営業費用と支払利息などの営業外費用、また、特別損失及び予備費でございます。

この営業費用の配水及び給水費が、前年度と比べまして20.2パーセントの増となっております。内容といたしましては、平成30年度で予定をしておりました、管路管理システムの構築でございますが、昨年12月に水道法の改正が衆議院で可決されておりました。平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が交付されたところでございます。

改正の内容につきましては、大きくは3つございまして、広域連携、老朽化対策、官民連携の三本柱となっております。その内の1つ、老朽化対策でございますが、内容といたしましては、水道事業を運営する市町村には施設維持と修繕の義務を課し、収支見通しの作成、公表を求めるものでございます。この法改正により、施設維持と修繕の義務が課されてまいりますことから、これを管理する施設台帳の整備を行う必要が生じているところでございまして、平成30年度に予定をさせていただきました費用では、作成出来ないことが判明いたし

ましたので、管路管理用マッピングシステムの構築等で5,670万5千円を平成31年度に新たに予算計上させていただいたところでございます。平成30年度と平成31年度の収益的収支の比較では、概ねこの事業に係る費用が増加しているものでございまして、1年間に限った増加分でございます。

続いて、予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でございます。比較表では、右側半分のところでございます。

まず、第1款資本的収入では、3億4,007万8千円でございます。その内訳でございますが、企業債、出資金及び固定資産売却代金でございます。

企業債は、前年度と比較して1億5,900万円の増額をいたしまして、負担金、これは千葉県が大里地区で実施をしております圃場整備事業に伴う水道管の移設に係る負担金として、1,907万7千円、さらに、合併特例債を活用した市一般会計からの出資金が4,200万円となっております。

次に、第1款資本的支出は、9億77万3千円でございます。内訳でございますが、建設改良事業費、企業債償還金及び予備費でございます。

建設改良事業費につきましては、前年度比約6.9パーセントの減ということで、企業債及び合併特例債を活用した出資金を主な財源として施設整備を行うものでございます。

議案2説明資料の4ページに、主要な建設改良工事について記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

原水設備費としては、工事請負費では、原水設備に係る老朽化施設更新事業と昨年度に引き続き実施をいたします、保台浄水場取水ポンプ更新工事を行うものでございます。

浄水設備費としては、工事請負費では、まずは、合併特例事業として実施をいたします、末端給水栓監視設備工事でございます。この工事は昨年度に引き続き実施するものでございまして、内容といたしましては、市域7つに分かれております配水区域内の末端付近の水質管理でございますが、現在、給水末端付近で御利用の御客様に委託をいたしまして、毎日1回水質検査の実施をいたしております。このデータに基づき、浄水場等で添加をいたします塩素の量を調整しているところでございますが、どうしても、データの収集が遅れてしまいますので、安全を見て、浄水場で添加する塩素の量を多くすることで、水質の確保を図っております。この、水質データを管理するシステムの導入によりまして、水道局でリアルタイムに一元的に管理でき、24時間連続して計測、加えて水圧のデータも収集できますことから、薬品添加量の適正化や、漏水等の早期発見にも寄与できるものと考えております。続きまして、老朽化施設更新事業として実施をいたします、保台浄水場次亜貯槽更新工事は、貯留タンクの老朽化により液漏れが発生しているものを更新する工事でございます。同じく老

朽化施設更新工事として、これは近年、毎年実施をしております工事となりますが、保台浄水場ろ過池洗浄装置更新工事でございます。

配水設備費としては、工事請負費、(1)配水管布設替工事等でございますが、漏水防止対策・耐震強化対策といたしまして、平塚、清澄、花房の各地区内を、他事業工事に伴う布設替工事といたしまして、大里地区の圃場整備に伴う布設替工事などを予定しております。

(2)舗装本復旧工事でございますが、過去に配水管布設替工事を実施した、平塚、内浦、貝渚の各地区内を予定しております。

(3)配水施設設備更新工事では、老朽化による施設更新工事といたしまして、曾呂地区にございます、小山加圧所及び小山配水池のタンク更新工事を、御園増圧ポンプ所直流電源装置工事を、高鶴配水場の計装設備更新工事及び次亜塩素素注入設備更新工事を、石上配水場無停電電源装置設置工事をそれぞれ予定しております。施設改良事業として、換気扇設備がなく、夏場異常な高温となる施設でございます。中に収納されております計装設備類の保護延命化のため、石上配水場の管理室へ換気扇を設置する工事でございます。

次に、予算書の2ページを御覧ください。第4条資本的収入及び支出のかつこ書きですが、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額5億6,069万5千円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,028万5千円、減債積立金1億3,154万7千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,886万3千円で補填をさせていただきたいとするものでございます。

次に、第5条でございますが、企業債の借入限度額とその目的などを定めるものでございます。借入限度額は、2億7,900万円を予定するものでございます。

次に、第6条でございますが、資金繰りを円滑にするための一時借入金の限度額でございます。2億円と定めたいとするものでございます。

次に、第7条でございますが、経費を流用することのできる場合を「営業費用」と「営業外費用」に定めたいものでございます。

次に、第8条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたいものでございます。

次に、第9条でございますが、他会計からの補助金、こちらは、一般会計からの補助金でございますが、8,000万円を予定させていただいたところでございます。

次に、第10条では、たな卸資産購入限度額を6,178万9千円といたしたいものでございます。

次の予算に関する説明書5ページから7ページは、予算の実施計画でございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと存じます。

予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動、投資活動、そして、財務活動によりまして、資金の減少額は、1億3,079万2千円と見込まれ、資金の期首残高が13億1,062万5千円と見込まれることから、期末残高は差し引きで、11億7,983万3千円と予定されるものでございます。

9ページ以降は、給与費明細書等、予算に関する説明書でございますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

続きまして、本日配らせていただきました「平成31年度水道事業会計予算(案)説明資料」を御覧ください。

まずは1ページ目でございます。1として鴨川市水道局の現状と課題についてということで、書かせていただいております。前段につきましては、事業の沿革を書いておりますので割愛をさせていただきます。下から2段落目の中ほどに「維持管理の時代」でございます。現在は「拡張の時代」が終りまして、「維持管理の時代」となっておりますが、水道管や、電気機械設備に関しましては「更新投資の時代」に入っております。また、先ほども申しましたが、水道法の一部を改正する法律が交付されたことによりまして、現在、末端給水事業体の統合に向けた準備を進めているところでありますが、この動きが加速するものと考えております。今後は、中長期的な視点に立ちまして、施設、設備の延命化を考慮した、適切な維持管理を進めるとともに、更新期を迎えております設備の更新に計画的かつ着実に取り組んでいくことが重要であると考えております。

2といたしまして、財政の見通しについてでございますが、今後は給水収益の増加は見込めず、その一方支出は施設の維持管理費の増加、管路や施設の更新を含む耐震化事業などの実施が必要になるなど、楽観できない状況でございます。このため、収益的収支では、適切な維持管理による支出増の抑制を図りながら、資本的収支では、更新計画の適正な執行によりまして、費用負担の平準化を図るなど、これまで以上に効率的な経営を推進する必要に迫られているところ です。

3といたしまして、今回の予算(案)の基本的な考え方でございます。これにつきましては、最初に御説明をいたすべきでございますが、前後いたしますことをお許しいただきたいと存じます。

業務の見直し等によりまして、効率的な経営、経費の縮減に努めながら、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に掲げる施策目標の実現に向けた、具体的な取り組み事項について、着実に進めるための予算(案)として編成をいたしました。

この鴨川市水道ビジョン・経営戦略の基本的な目標でございますが、「安全」、

「強靱」、「持続」の3つでございます。

次のページを御覧ください。

「1 給水量及び給水収益」でございますが、御覧のとおり、年々減少をしている状況でございます。

「2 組織体制」でございますが、平成30年度と同じ人数を予定しております。

「3 予算規模」でございますが、先ほど予算（案）の説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

「4 借入金の状況」でございますが、近年企業債の借入を控えておりましたことから減少をしている状況でございます。10年前の平成21年度と比較をいたしますと半減をしている状況でございます。

次のページでございますが、平成31年度の予算（案）につきまして、費用別にグラフ化をいたしましたものでございます。収益的収支につきましては税抜きで、資本的収支につきましては税込みで作成をしておりますので御覧をいただければと思います。

次のページ、最後となりますが、平成31年度主要事業ということで、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に基づく予算についてまとめさせていただきました。

経営戦略に掲げる3つの目標の達成に向けた事業を展開することにより、「安心」して飲める「安全」な水道水を事故や災害に強い施設によって「安定」して供給してまいります。

まずは、目標1「安全」でございますが、適切な浄水処理の徹底及び、水質管理体制の強化によりまして、安全な水道水を供給し続けることを目指すための事業費といたしまして、3億459万6千円を計上しております。内容につきましては御覧のとおりでございます。

続きまして、目標2「強靱」でございますが、自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道を目指すため、2億7,378万4千円を計上いたしました。内容につきましては、御覧のとおりでございます。

最後に目標3「持続」でございますが、水道を担う人材の確保と経営基盤の強化を図り、健全かつ持続可能な水道を目指すため、6,316万4千円を計上させていただきました。内容は御覧のとおりでございます。主要事業合計で6億4,154万4千円でございます。この予算によりまして、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」の達成に向けた取り組みを推進してまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

説明が終わりましたので質疑に入りたいと思いますがよろしくお願ひします。  
(鈴木会長)

質疑何かございませんでしょうか。

御質問がないようですので、ただ今の件につきまして承認ということで、御異議ございませんでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

(鈴木会長)

はい。ありがとうございます。御異議なしと認め、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で本日の議件を終了させていただき、議長の職を解かせていただきます。議事進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

#### 4 その他

(事務局)

会長ありがとうございました。

それでは、次第の「4 その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして平成30年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

平成31年2月26日

会議録署名人 川上 政利

会議録署名人 満田 秀夫